



2026/07/03 09:15 現在の情報です。

東京都港区東新橋一丁目5番2号
ANAホールディングス株式会社

会社法人等番号	0104-01-050876	
商号	全日本空輸株式会社	
	ANAホールディングス株式会社	平成25年 4月 1日変更 平成25年 4月 1日登記
本店	東京都港区東新橋一丁目5番2号	
電子提供措置に関する規定	本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定 令和 4年 9月 7日登記
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.ana.co.jp/group/ 但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成28年 4月 1日変更
		平成28年 4月 26日登記
会社成立の年月日	大正9年2月9日	
目的	<p>① 本会社は次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定期航空運送事業 2. 不定期航空運送事業及び航空機使用事業 3. 航空機及びその附属品の売買、整備並びに賃貸業 4. 航空運送事業に関する旅客の搭乗受付、手荷物の搭載等の地上支援業務 5. 航空事業従事者の養成訓練事業 6. 自動車運送事業及び貨物運送取扱事業 7. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 8. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 9. 煙草、郵便切手及び収入印紙の売さばき 10. 不動産の売買、賃貸及び管理業 11. 観光事業及び旅行業 12. ホテル、旅館、飲食店、スポーツ施設の経営 13. 倉庫業及び通関業 14. 能力開発のための教育事業 15. 印刷出版業、広告業及び催事の企画運営 16. 一般及び特定労働者派遣事業 17. 情報通信・情報処理・情報提供サービス業及びコンピューターソフトウェアの開発、賃貸、販売 18. 石油製品、飲食料品、酒類及び日用品雑貨の販売業 19. 金銭の貸付、債務の保証及び有価証券の売買 20. 前各号に附帯関連する事業 <p>② 本会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</p>	平成25年 4月 1日変更 平成25年 4月 1日登記
単元株式数	100株	平成29年10月 1日変更 平成29年10月 2日登記
	普通株式 100株 社債型種類株式 100株	令和 7年 6月 27日変更 令和 7年 7月 7日登記
発行可能株式総数	10億2000万株	令和 3年 6月 29日変更
		令和 3年 7月 9日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4億8429万3561株	令和 3年 1月 13日変更
		令和 3年 1月 15日登記

	発行済株式の総数 5億2429万3561株 各種の株式の数 普通株式 4億8429万3561株 第1回社債型種類株式 4000万株	令和 7年12月12日変更 ----- 令和 7年12月24日登記
資本金の額	金4676億195万4660円	令和 3年 1月13日変更 ----- 令和 3年 1月15日登記
	金5651億195万4660円	令和 7年12月12日変更 ----- 令和 7年12月24日登記
	金4676億195万4660円	令和 7年12月12日変更 ----- 令和 7年12月24日登記
	金4676億195万4660円	令和 7年12月12日変更 ----- 令和 7年12月24日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	<p>普通株式 10億2000万株 第1回社債型種類株式 4000万株 第2回社債型種類株式 4000万株 第3回社債型種類株式 4000万株 第4回社債型種類株式 4000万株 第5回社債型種類株式 4000万株 第6回社債型種類株式 4000万株</p> <p>(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除) 本会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式(第1回社債型種類株式ないし第6回社債型種類株式をいい、第1回社債型種類株式ないし第6回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。)を有する株主(以下「社債型種類株主」という。)との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</p> <p>(社債型種類株式優先配当金) 本会社は、定款第48条第1項に基づき3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者(以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。)に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭(以下「社債型種類株式優先配当金」という。)を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>当該社債型種類株式の1株あたりの発行価格(以下に定義する。)相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率(10パーセントを上限とする。以下「本配当年率」という。)を乗じて算出した額(但し、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。)</p> <p>「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、本会社に対して払い込まれる1株あたりの金額(当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株あたりの金額)をいう。</p> <p>② ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株あたりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。)。社債型種類株式累積未払配当金については、前項または次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>③ 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>(社債型種類株式優先期中配当金) 本会社は、定款第48条第2項に基づき9月30日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭(以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</p>	

	<p>(残余財産の分配) 本会社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。当該社債型種類株式の1株あたりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額</p> <p>② 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。 (議決権) 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。 (金銭を対価とする取得条項) 本会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、本会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株あたりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。 (株式の併合または分割等) 本会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>② 本会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>③ 本会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>④ 本会社は、株式移転(本会社の単独による株式移転に限る。)をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。</p> <p>⑤ 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。 (優先順位) 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。 令和 7年 6月 27日変更 令和 7年 7月 7日登記</p>																					
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<p>東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 2日登記</p>																					
役員に関する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 1429 678 1541">取締役</td> <td data-bbox="678 1429 1061 1541">片野坂真哉</td> <td data-bbox="1061 1429 1441 1541">令和 4年 6月 20日重任 令和 4年 7月 1日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1541 678 1653">取締役</td> <td data-bbox="678 1541 1061 1653">片野坂真哉</td> <td data-bbox="1061 1541 1441 1653">令和 5年 6月 27日重任 令和 5年 7月 7日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1653 678 1765">取締役</td> <td data-bbox="678 1653 1061 1765">片野坂真哉</td> <td data-bbox="1061 1653 1441 1765">令和 6年 6月 27日重任 令和 6年 7月 9日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1765 678 1877">取締役</td> <td data-bbox="678 1765 1061 1877">片野坂真哉</td> <td data-bbox="1061 1765 1441 1877">令和 7年 6月 27日重任 令和 7年 7月 7日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1877 678 1989">取締役</td> <td data-bbox="678 1877 1061 1989">山本亜土</td> <td data-bbox="1061 1877 1441 1989">令和 4年 6月 20日重任 令和 4年 7月 1日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1989 678 2101">取締役</td> <td data-bbox="678 1989 1061 2101">山本亜土</td> <td data-bbox="1061 1989 1441 2101">令和 5年 6月 27日重任 令和 5年 7月 7日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 2101 678 2116">取締役</td> <td data-bbox="678 2101 1061 2116">山本亜土</td> <td data-bbox="1061 2101 1441 2116">令和 6年 6月 27日重任</td> </tr> </table>	取締役	片野坂真哉	令和 4年 6月 20日重任 令和 4年 7月 1日登記	取締役	片野坂真哉	令和 5年 6月 27日重任 令和 5年 7月 7日登記	取締役	片野坂真哉	令和 6年 6月 27日重任 令和 6年 7月 9日登記	取締役	片野坂真哉	令和 7年 6月 27日重任 令和 7年 7月 7日登記	取締役	山本亜土	令和 4年 6月 20日重任 令和 4年 7月 1日登記	取締役	山本亜土	令和 5年 6月 27日重任 令和 5年 7月 7日登記	取締役	山本亜土	令和 6年 6月 27日重任
取締役	片野坂真哉	令和 4年 6月 20日重任 令和 4年 7月 1日登記																				
取締役	片野坂真哉	令和 5年 6月 27日重任 令和 5年 7月 7日登記																				
取締役	片野坂真哉	令和 6年 6月 27日重任 令和 6年 7月 9日登記																				
取締役	片野坂真哉	令和 7年 6月 27日重任 令和 7年 7月 7日登記																				
取締役	山本亜土	令和 4年 6月 20日重任 令和 4年 7月 1日登記																				
取締役	山本亜土	令和 5年 6月 27日重任 令和 5年 7月 7日登記																				
取締役	山本亜土	令和 6年 6月 27日重任																				

取締役	山本 亜土	令和 6年 7月 9日登記
		令和 7年 6月 27日重任
		令和 7年 7月 7日登記
取締役	小林 いずみ	令和 4年 6月 20日重任
		令和 4年 7月 1日登記
取締役	小林 いずみ	令和 5年 6月 27日重任
		令和 5年 7月 7日登記
取締役	小林 いずみ	令和 6年 6月 27日重任
		令和 6年 7月 9日登記
		令和 7年 6月 27日退任
		令和 7年 7月 7日登記
取締役	平子 裕志	令和 4年 6月 20日重任
		令和 4年 7月 1日登記
取締役	平子 裕志	令和 5年 6月 27日重任
		令和 5年 7月 7日登記
		令和 6年 3月 31日辞任
		令和 6年 4月 2日登記
取締役	福澤 一郎	令和 4年 6月 20日重任
		令和 4年 7月 1日登記
取締役	福澤 一郎	令和 5年 6月 27日重任
		令和 5年 7月 7日登記
		令和 6年 3月 31日辞任
		令和 6年 4月 2日登記
取締役	芝田 浩二	令和 4年 6月 20日重任
		令和 4年 7月 1日登記
取締役	芝田 浩二	令和 5年 6月 27日重任
		令和 5年 7月 7日登記
取締役	芝田 浩二	令和 6年 6月 27日重任
		令和 6年 7月 9日登記
取締役	芝田 浩二	令和 7年 6月 27日重任
		令和 7年 7月 7日登記
取締役	勝栄 二郎	令和 4年 6月 20日重任
		令和 4年 7月 1日登記
取締役	勝栄 二郎	令和 5年 6月 27日重任
		令和 5年 7月 7日登記
取締役	勝栄 二郎	令和 6年 6月 27日重任
		令和 6年 7月 9日登記
取締役	勝栄 二郎	令和 7年 6月 27日重任
		令和 7年 7月 7日登記

取締役	服部 茂	令和 4年 6月 20日就任
		令和 4年 7月 1日登記
		令和 5年 3月 31日辞任
		令和 5年 4月 3日登記
取締役	平澤 寿一	令和 4年 6月 20日就任
		令和 4年 7月 1日登記
取締役	平澤 寿一	令和 5年 6月 27日重任
		令和 5年 7月 7日登記
取締役	平澤 寿一	令和 6年 6月 27日重任
		令和 6年 7月 9日登記
取締役	平澤 寿一	令和 7年 6月 27日重任
		令和 7年 7月 7日登記
取締役	井上 慎一	令和 4年 6月 20日就任
		令和 4年 7月 1日登記
取締役	井上 慎一	令和 5年 6月 27日重任
		令和 5年 7月 7日登記
取締役	井上 慎一	令和 6年 6月 27日重任
		令和 6年 7月 9日登記
取締役	井上 慎一	令和 7年 6月 27日重任
		令和 7年 7月 7日登記
		令和 8年 3月 31日辞任
		令和 8年 4月 3日登記
取締役	峰岸 真澄	令和 4年 6月 20日就任
		令和 4年 7月 1日登記
取締役	峰岸 真澄	令和 5年 6月 27日重任
		令和 5年 7月 7日登記
取締役	峰岸 真澄	令和 6年 6月 27日重任
		令和 6年 7月 9日登記
取締役	峰岸 真澄	令和 7年 6月 27日重任
		令和 7年 7月 7日登記
取締役	梶田 恵美子	令和 5年 6月 27日就任
		令和 5年 7月 7日登記
		令和 6年 3月 31日辞任
		令和 6年 4月 2日登記
取締役	直木 敬陽	令和 6年 6月 27日就任
		令和 6年 7月 9日登記
取締役	直木 敬陽	令和 7年 6月 27日重任
		令和 7年 7月 7日登記

取締役	中堀公博	令和 6年 6月 27日就任
		令和 6年 7月 9日登記
取締役	中堀公博	令和 7年 6月 27日重任
		令和 7年 7月 7日登記
取締役	種家純	令和 6年 6月 27日就任
		令和 6年 7月 9日登記
取締役	種家純	令和 7年 6月 27日重任
		令和 7年 7月 7日登記
取締役	井上ゆかり	令和 7年 6月 27日就任
		令和 7年 7月 7日登記
神奈川県川崎市多摩区南生田二丁目3番4-3号		令和 4年 6月 20日重任
代表取締役 片野坂真哉		令和 4年 7月 1日登記
神奈川県川崎市多摩区南生田二丁目3番4-3号		令和 5年 6月 27日重任
代表取締役 片野坂真哉		令和 5年 7月 7日登記
		令和 6年 3月 31日辞任
		令和 6年 4月 2日登記
千葉県佐倉市染井野二丁目29番地14		令和 4年 6月 20日重任
代表取締役 芝田浩二		令和 4年 7月 1日登記
千葉県佐倉市染井野二丁目29番地14		令和 5年 6月 27日重任
代表取締役 芝田浩二		令和 5年 7月 7日登記
千葉県佐倉市染井野二丁目29番地14		令和 6年 6月 27日重任
代表取締役 芝田浩二		令和 6年 7月 9日登記
千葉県佐倉市	芝田浩二	令和 7年 6月 27日重任
代表取締役		令和 7年 7月 7日登記
東京都品川区大井六丁目21番1-810号		令和 4年 6月 20日重任
代表取締役 福澤一郎		令和 4年 7月 1日登記
東京都品川区大井六丁目21番1-810号		令和 5年 6月 27日重任
代表取締役 福澤一郎		令和 5年 7月 7日登記
		令和 6年 3月 31日退任
		令和 6年 4月 2日登記
東京都世田谷区深沢八丁目19番1号		令和 6年 4月 1日就任
代表取締役 平澤寿一		令和 6年 4月 2日登記
東京都世田谷区深沢八丁目19番1号		令和 6年 6月 27日重任
代表取締役 平澤寿一		令和 6年 7月 9日登記
東京都世田谷区	平澤寿一	令和 7年 6月 27日重任
代表取締役		令和 7年 7月 7日登記
		令和 8年 3月 31日辞任
		令和 8年 4月 3日登記
東京都江東区東雲一丁目9番32-2408号		令和 6年 6月 27日就任

代表取締役	直木敬陽	令和6年7月9日登記
東京都江東区 代表取締役	直木敬陽	令和7年6月27日重任 令和7年7月7日登記
東京都文京区 代表取締役	中堀公博	令和8年4月1日就任 令和8年4月3日登記
監査役 (社外監査役)	松尾新吾	令和2年6月29日重任 令和2年7月8日登記 令和5年6月27日辞任 令和5年7月7日登記
監査役 (社外監査役)	小川英治	令和4年6月20日重任 令和4年7月1日登記
監査役 (社外監査役)	加納望	令和1年6月21日就任 令和1年7月4日登記
監査役 (社外監査役)	加納望	令和5年6月27日重任 令和5年7月7日登記 令和7年6月27日辞任 令和7年7月7日登記
監査役	三浦明彦	令和3年6月29日就任 令和3年7月9日登記 令和6年6月27日辞任 令和6年7月9日登記
監査役	満倉達彦	令和4年6月20日就任 令和4年7月1日登記 令和6年6月27日辞任 令和6年7月9日登記
監査役 (社外監査役)	三橋友紀子	令和5年6月27日就任 令和5年7月7日登記
監査役	福澤一郎	令和6年6月27日就任 令和6年7月9日登記
監査役	梶田恵美子	令和6年6月27日就任 令和6年7月9日登記
監査役 (社外監査役)	菊池伸	令和7年6月27日就任 令和7年7月7日登記
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	令和4年6月20日重任 令和4年7月1日登記
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	令和5年6月27日重任 令和5年7月7日登記
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	令和6年6月27日重任

	<p>会計監査人 有限責任監査法人トーマツ</p> <p>令和 6年 7月 9日登記 令和 7年 6月 27日重任 令和 7年 7月 7日登記</p>
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。</p> <p>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。</p> <p>平成18年 6月 28日変更 平成18年 7月 10日登記</p>
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>平成27年 6月 29日変更 平成27年 7月 9日登記</p>
新株予約権	<p>2024年満期ユーロ円建取得条項（交付株数上限型）付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）に付された新株予約権</p> <p>新株予約権の数 7000個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>(イ) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 種類 当社普通株式（単元株式数100株） 数 本新株予約権の行使に係る本社債の額面金額の総額を下記(ロ)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(ロ) (i) 転換価額は、金5100,00円とする。 (ii) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{既発行} \frac{\text{処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{時価}}{\text{既発行} \frac{\text{処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{時価} + \text{既発行} \frac{\text{処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{時価}}$ <p>転換価額は、転換価額 $\frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行又は一定限度を超える配当支払が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p> <p>(イ) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 種類 当社普通株式（単元株式数100株） 数 本新株予約権の行使に係る本社債の額面金額の総額を下記(ロ)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(ロ) (i) 転換価額は、金5081,2円とする。 (ii) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{既発行} \frac{\text{処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{時価}}{\text{既発行} \frac{\text{処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{時価} + \text{既発行} \frac{\text{処分株式数}}{\text{株式数}} \times \text{時価}}$ <p>転換価額は、転換価額 $\frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行又は一定限度を超える配当支払が行われる場合その他一定</p>

の事由が生じた場合にも適宜調整される。

令和 1 年 6 月 2 1 日変更 令和 1 年 7 月 4 日登記

- (イ) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 種類 当社普通株式 (単元株式数 1 0 0 株)
 数 本新株予約権の行使に係る本社債の額面金額の総額を下記 (ロ) 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (ロ) (i) 転換価額は、金 5 0 1 4 . 5 円とする。
 (ii) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式 (当社が保有するものを除く。) の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \hline \text{調整前} \times \frac{\text{発行又は} \quad 1 \text{株当たり}}{\text{既発行} \quad \text{処分株式数} \times \text{の払込金額}} \\ \hline \text{株式数} \quad \text{時 価} \\ \hline \text{=} \end{array}$$

転換価額 転換価額 既発行株式数 + 発行又は処分株式数
 また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されるものを含む。) の発行又は一定限度を超える配当支払が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日変更 令和 2 年 1 2 月 1 7 日登記

- (イ) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 種類 当社普通株式 (単元株式数 1 0 0 株)
 数 本新株予約権の行使に係る本社債の額面金額の総額を下記 (ロ) 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (ロ) (i) 転換価額は、金 5 0 0 9 . 7 円とする。
 (ii) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式 (当社が保有するものを除く。) の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \hline \text{調整前} \times \frac{\text{発行又は} \quad 1 \text{株当たり}}{\text{既発行} \quad \text{処分株式数} \times \text{の払込金額}} \\ \hline \text{株式数} \quad \text{時 価} \\ \hline \text{=} \end{array}$$

転換価額 転換価額 既発行株式数 + 発行又は処分株式数
 また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されるものを含む。) の発行又は一定限度を超える配当支払が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

令和 3 年 1 月 1 3 日変更 令和 3 年 1 月 1 5 日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本社債の額面金額 (金 1 0 0 0 万円) と同額とする。
 金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額
 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額 (金 1 0 0 0 万円) と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間
 2 0 1 7 年 1 0 月 3 日から 2 0 2 4 年 9 月 5 日まで (行使受付場所現地時間) とする。但し、①本社債の発行要項 5 (7) (イ) 「クリーンアップ条項による繰上償還」又は (ロ) 「税制変更による繰上償還」記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで (但し、本社債の発行要項 5 (7) (ロ) 「税制変更による繰上償還」において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び行使取得日が償還日の東京における 2 営業日前の日 (同日を含む。) から償還日 (同日を含まない。) までの間の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の発行要項 5 (7) (ハ) 「組織再編等による繰上償還」(ニ) 「上場廃止等による繰上償還」(ホ) 「スクイズアウトによる繰上償還」記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで (但し、行使取得日が償還日の東京における 3 営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、③下記「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(イ) 若しくは (ロ) 記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合又は本社債の発行要項 5 (9) 記載の

本新株予約権付社債の買入消却がなされる場合は、当該本新株予約権付社債が消却される時まで、また④本社債の発行要項5(11)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2024年9月5日(行使受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(イ)記載の本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日(同日を含まない。)から行使取得日(同日を含む。)までの間は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さらに、下記「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(ロ)記載の当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得の場合には、2024年6月19日(同日を含まない。)から取得期日(同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、①預託日が2024年6月19日(同日を含む。)までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35日前の日以降の日に開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内の日に終了する当社が指定する期間中、又は②預託日が2024年6月20日(同日を含む。)以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。さらに、預託日が2024年6月19日(同日を含む。)までの日である場合には、①本社債の発行要項5(7)(イ)「クリーンアップ条項による繰上償還」若しくは(ロ)「税制変更による繰上償還」に従って償還通知がなされたときは、償還日の35暦日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までの間(但し、本社債の発行要項5(7)(ロ)「税制変更による繰上償還」において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)又は②本社債の発行要項5(7)(ハ)「組織再編等による繰上償還」、(ニ)「上場廃止等による繰上償還」若しくは(ホ)「スクイーズアウトによる繰上償還」に従って償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のルクセンブルグ及び東京における3営業日後の日(同日を含まない。)から償還日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない。

また、預託日が2024年6月20日(同日を含む。)以降の日である場合に、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たるときは、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 2024年6月19日(同日を含む。)までは、本新株予約権付社債権者は、(i)2023年9月30日までに終了する各四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の150%又は(ii)2023年10月1日以降に開始し2024年3月31日までに終了する各四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合、翌四半期の初日(但し、2017年10月1日に開始する四半期に関しては、2017年10月3日)から末日(但し、2024年4月1日に開始する四半期に関しては、2024年6月19日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

① (i) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の発行体格付がBB+以下である期間、R&Iにより当社の発行体格付がなくなつた期間、又はR&Iによる当社の発行体格付が停止若しくは撤回されている期間で、かつ(ii)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBB+以下である期間、JCRにより当社の長期発行体格付がなくなつた期間、又はJCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

② 当社が、本社債の発行要項5(7)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、本社債の発行要項5(7)(ロ)「税制変更による繰上償還」において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

③当社が組織再編等を行うにあたり、上記「新株予約権を行使することができる期間」記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

(ハ) 2024年6月19日(同日を含む。)までは、本新株予約権付社債権者は、預託日において入手可能な直近の当社普通株式の終値が当該預託日において適用のある転換価額を下回らない場合に限って、本新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(イ) 本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得

本新株予約権付社債権者により行使請求がなされた本新株予約権に係る預託日が、上記「新株予約権を行使することができる期間」記載の期間内で、かつ、2024年6月19日(同日を含む。)までの日である場合、当社は、かかる預託日から35暦日後の日(以下「行使取得日」という。)に当該預託日において行使請求に必要な条件が満足された本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に以下の財産を交付する。

各本新株予約権付社債につき、(i) 本社債の額面金額相当額の金銭、及び(ii) 行使取得転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり行使取得平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、かかる当社普通株式の数は行使取得時最大交付株式(以下に定義する。)の数を超えることはない。)。但し、当該取得に係る本新株予約権付社債が複数である場合には、当該複数の本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額を合算して当該本新株予約権付社債権者に交付する財産を算定する(なお、かかる場合、行使取得時最大交付株式についても、当該複数の本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額を合算して算定する。))。

「1株当たり行使取得平均VWAP」とは、預託日の2取引日後の日(同日を含む。)に始まる10連続取引日(以下「行使取得関係VWAP期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(ロ)(ii)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たり行使取得平均VWAPも適宜調整される。

「行使取得転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

各本社債の額面金額

× 1株当たり行使取得平均VWAP

行使取得最終日転換価額

「行使取得最終日転換価額」とは、行使取得関係VWAP期間の最終日における転換価額をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(ロ)(ii)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、行使取得最終日転換価額も適宜調整される。

「行使取得時最大交付株式」とは、各本新株予約権付社債につき、本社債の額面金額を行使取得最終日転換価額の200%に相当する額で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

(ロ) 当社の判断による残存する本新株予約権付社債の取得

当社は、2023年9月19日(同日を含む。)から2024年6月5日(同日を含む。)までの間、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、2024年8月29日(以下「取得期日」という。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる。但し、この場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に以下の財産を交付する。

各本新株予約権付社債につき、(i) 本社債の額面金額相当額の金銭、及び(ii) 転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、かかる当社普通株式の数は最大交付株式(以下に定義する。)の数を超えることはない。)。なお、本新株予約権付社債権者に交付する財産については、各本新株予約権付社債ごとに算定される。但し、

各本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に従って(ii)に定める当社普通株式の交付を受けるために必要となる通知を行った場合において、かかる通知が複数の本新株予約権付社債の取得に係るときには、当該複数の本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額を合算して当該本新株予約権付社債権者に交付する財産を算定する(なお、かかる場合、最大交付株式についても、当該複数の本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額を合算して算定する。))。

「1株当たり平均VWAP」とは、取得期日の30取引日前の日(以下「関係VWAP期間」という。)に始まる20連続取引日(以下「関係VWAP期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式

の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係VWAP期間中に上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(ロ)(ii)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

本新株予約権付社債の要項に従い、上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(ロ)(ii)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、最終日転換価額も適宜調整される。

「最大交付株式」とは、各本新株予約権付社債につき、本社債の額面金額を最終日転換価額の200%に相当する額で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていないなければならない。

(ハ) 当社は、上記(イ)又は(ロ)に定める取得条項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債を消却する。

平成29年 9月19日発行
平成29年10月 2日登記

令和6年9月6日行使期間満了

令和 6年 9月18日登記

2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)に付された新株予約権

新株予約権の数

1万5000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(イ) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

種類 当社普通株式(単元株式数100株)

数 本新株予約権の行使に係る本社債の額面金額の総額を下記(ロ)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ロ) (i) 転換価額は、金2883円とする。

(ii) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

発行又は 1株当たり

$$\frac{\text{既発行 処分株式数} \times \text{時 価}}{\text{調整前 株式数}}$$

調整後 調整前 株式数 時 価

= ×

転換価額 転換価額 既発行株式数 + 発行又は処分株式数
また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行又は一定限度を超える配当支払が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(イ) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

種類 当社普通株式(単元株式数100株)

数 本新株予約権の行使に係る本社債の額面金額の総額を下記(ロ)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ロ) (i) 転換価額は、金2838.4円とする。

(ii) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

発行又は 1株当たり

$$\frac{\text{既発行 処分株式数} \times \text{時 価}}{\text{調整前 株式数}}$$

調整後 調整前 株式数 時 価

= ×

	新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。	令和 3年12月10日発行 令和 3年12月17日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月4日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月4日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年7月10日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年7月10日登記
登記記録に関する事項	平成15年6月26日東京都大田区羽田空港三丁目5番10号から本店移転	平成15年7月3日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。